

議案第五号

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成十九年二月二十日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年杉並区条例第三号）の  
部を次のように改正する。

第一条第二項中「教育公務員（」の下に「杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の  
教員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条第一号に規  
定する職員を除く。）並びに」を加える。

第十六条の次に次の一条を加える。

（組合休暇）

第十六条の二 任命権者は、職員が登録された職員団体の業務又は活動に従事するため、  
勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、組合休暇を承認す  
るものとする。

2 組合休暇は、職員が登録された職員団体の規約に定める機関で特別区人事委員会規則  
で定めるものの構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の

加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に限り、承認するものとする。

3 組合休暇は、一の年において、日又は時間を単位として、三十日を限度として承認するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、組合休暇に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

#### 附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第一条第二項の改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。

2 平成十九年十二月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十六条の二第三項の規定の適用については、同項中「三十日」とあるのは、「三十日を超えない範囲内で規則で定める日数」とする。

#### (提案理由)

組合休暇を制度化する等の必要がある。

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 略</p> <p>2 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第一項に定める教育公務員(杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の教員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条第一号に規定する職員を除く。)並びに杉並区立幼稚園の園長及び教員に限る。)の勤務時間、休日、休暇等については、別に条例で定める。</p> <p>(組合休暇)</p> <p>第十六条の二 任命権者は、職員が登録された職員団体の業務又は活動に従事するた</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 略</p> <p>2 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第一項に定める教育公務員( )</p> <p>( )</p> <p>並区立幼稚園の園長及び教員に限る。)の勤務時間、休日、休暇等については、別に条例で定める。</p> <p>杉</p>

め、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、組合休暇を承認するものとする。

2| 組合休暇は、職員が登録された職員団体の規約に定める機関で特別区人事委員会規則で定めるものの構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に限り、承認するものとする。

3| 組合休暇は、一の年において、日又は時間を単位として、三十日を限度として承認するものとする。

4| 前二項に定めるもののほか、組合休暇に關し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。